

令和2年10月16日

市内高齢者施設 施設長 様  
市内介護保険事業所 管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課長

### 高齢者施設等における面会制限について

日頃より本市の高齢者福祉にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

また各高齢者施設におかれましては長期にわたりご家族様との面会制限にご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

この度、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連盟事務連絡）について、別紙のとおり一部改正がされることとなりましたのでお知らせいたします。

なお、面会については、これまで「緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。」とされていたところ、今回の通知による改正後も同様に「緊急やむを得ない場合を除き制限する。」こととしつつ、従来の「感染経路の遮断」という観点に加え、「つながりや交流が心身の健康に与える影響」という観点も加えて判断するよう求められています。

本市においては、令和2年8月19日付通知において、お願いした内容と基本的に変わりませんので、引き続き、面会を一切行わないことによる利用者・家族への影響等を考慮し、感染防止を図りながら面会を制限する具体的な方法について検討いただくとともに面会を実施する際は、今回の通知にある留意事項を踏まえて行っていただきますようお願いいたします。

#### 添付資料

- ・高齢者施設における面会制限の状況について（令和2年8月19日付通知）

（お問い合わせ） 施設支援班 245-5256  
kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp